

## 条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十五号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表産業労働部の項第一号中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録手数料」を「全国通訳案内士登録手数料」に改め、同項第二号中「通訳案内士登録事項訂正手数料」を「全国通訳案内士登録事項訂正手数料」に改め、同項第三号中「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証の」に、「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に改め、同項第四号から第七号までの規定中「第二条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 旅行業法第二十三条及び旅行業法施行令第五条第二項の規定に基づく旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	旅行サービス手配業登録申請手数料	一万五千元
--	------------------	-------

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第六十七号中「通訳案内士登録手数料」を「全国通訳案内士登録手数料」に改め、同項第六十八号中「通訳案内士登録事項訂正手数料」を「全国通訳案内士登録事項訂正手数料」に改め、同項第六十九号中「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に改め、同項第三百八十六号を第三百八十七号とし、

第七十四号から第三百八十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七十三号の次に次の一号を加える。

---

百七十四 旅行サービス手配業登録申請手数料

---

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中埼玉県手数料条例別表産業労働部の項第一号から第三号までの改正規定及び第二条中埼玉県証紙条例別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第六十七号から第六十九号までの改正規定は、平成三十年一月四日から施行する。

2 改正後の埼玉県手数料条例別表産業労働部の項第八号の規定の適用については、この条例の施行の日から平成三十年一月三日までの間は、同号の規定中「旅行業法第二十三条及び旅行業法施行令第五条第二項」とあるのは、「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）第二条の規定による改正後の旅行業法第二十三条及び通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百二十八号）第一条の規定による改正後の旅行業法施行令第五条第二項」とする。